

受益者負担のあり方見直しに向けて

「第2期行財政運営指針」に定める受益者負担のあり方見直し（原価積上げ方式による使用料・手数料の見直し）に向け、料金算定の基準となる指針の策定を進めているところ。

「持続可能な行財政運営有識者会議」での議論（R4以降計3回実施）も踏まえた現在の状況について報告。

■ 見直し対象とする料金

以下に掲げるものを除き、全ての使用料・手数料を対象

- ① 法令等で基準額等が定められているもの
- ② 法令等で使用料を徴収することができない施設に係るもの
- ③ 国・府の算定基準に準じているもの
- ④ 休廃止した施設又は休廃止を予定している施設に係るもの

■ 現状における課題

- (1) 使用料等の設定基準が不明瞭
 - ・受益と負担の公平性の観点で、現行料金が適正か否かの判断基準がない
 - ・同種施設間での料金が不均衡
- (2) 住民以外の利用もある中での負担の公平性
- (3) 減免又は免除の統一的基準がない

■ 課題を踏まえた基本的な見直しの考え方

- (1) 料金算定に当たっては、施設の維持管理費用や行政サービスの提供に要するコスト（人件費を含む）を基礎とする「原価積上げ方式」により行う
- (2) 原価積上げにより算定したコストに対し、受益者から負担を求める場合は、公共サービスが持つ公共性の強弱に応じた割合（受益者負担率）を設定する

■ 受益者負担率の設定（「原価」のうち何割を料金で回収するか）

施設、サービスの性質分類に応じて受益者負担率を設定する

○ 性質分類の方法

公益性、必需性の2つの性質による4分類とする

・公益性：

公益的 (収益性が低く民間提供されにくい)	⇔	私益的 (収益性があり民間提供がある)
--------------------------	---	------------------------

・必需性：

必需的 (日常生活に欠かせない基礎的要素)	⇔	選択的 (日常生活を送る上で必須ではなく利用の要否を任意に選択できる)
--------------------------	---	----------------------------------------

○ 受益者負担率

性質分類		本市での例	率	率の考え方
公益的	必需的	市道、河川、図書館等	0%	日常生活に必要で行政提供も必要 ⇒市民全体(税)で維持管理
公益的	選択的	体育館、文化ホール等	50%	日常生活に必須でないが行政提供が必要 ⇒市民全体(税)と利用者負担(料金)で折半
私益的	必需的	保育園、市営住宅等	50%	日常生活に必要だが行政提供が必須でない ⇒市民全体(税)と利用者負担(料金)で折半
私益的	選択的	貸室、駐車場等	100%	日常生活に必須でなく行政提供も必須でない ⇒利用者負担(料金)で維持管理

※料金収入をもって経営する特別会計、公営企業は除く

※上記分類に馴染まない施設等であっても、対価として料金を徴収するものについては一律で50%に設定

※府内4市(綾部市、宇治市、八幡市、精華町)が同様の分類を採用

■ 今後の課題

- (1) 前記の考え方に基づく試算結果に対する諸調整
 - ・同種・類似施設(サービス)間でのバラつき調整
 - ・現行料金との差が大幅に生じた場合の激変緩和措置(時限的措置)の導入
 - ・近隣市町との均衡 等
- (2) 本来、料金徴収が適当であるが、徴収していない施設(サービス)の取扱い
- (3) 割増・割引料金の設定有無
 - ・市民以外の利用や営利目的での利用に係る割増
 - ・小人・団体での利用や定期利用に係る割引 等
- (4) 統一的な減免基準の設定

今後、上記の課題整理を行い、引き続き「持続可能な行財政運営有識者会議」での議論を行った上で、指針の成案化、及び指針に基づく料金算定(条例改正)を目指す。